

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-40(政策13-施策③))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	食育の総合的推進					
施策の概要	・食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき作成した第2次食育推進基本計画(平成23年3月31日食育推進会議決定、平成25年12月26日一部改定)に基づく食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案を行い、食育推進活動等の総合的な促進を図る。					
達成すべき目標	・食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図るとともに、第2次食育推進基本計画に定めた目標の達成のため、食育推進に関する活動等の総合的な促進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	41	38	42	38
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	41	38	42	38
執行額(百万円)	47	37	40			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
食育推進基本計画に盛り込まれた施策進捗状況の検証及び効果的施策の立案		施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	食育推進評価専門委員会を開催し、施策の進捗状況の検証を実施	食育推進評価専門委員会を開催し、施策の進捗状況の検証を実施	2項目:目標達成 6項目:改善 3項目:未達成		未達成
	年度ごとの目標値	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	施策の推進状況の確認	すべての改善	すべての改善	
	食育に関心を持っている国民の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					
	23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
	70.5%	72.3%	74.2%	74.6%	68.7%	75.0%	90%以上	
年度ごとの目標		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上		
調査研究結果の活用状況の検証	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
	4,064件			4,966件	8,379件	6,849件		
年度ごとの目標	活用状況等の確認			活用状況等の確認	活用状況等の確認	前年度以上	前年度以上	

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない
	<p>測定指標1では、第2次食育推進基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5か年計画の最終年である平成27年度には、数値目標として定められた11目標(13項目)のうち、「食育に関心を持っている国民の割合」、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合」、「農林漁業体験を経験した国民の割合」、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」、「推進計画を作成・実施している市町村の割合」の6項目については策定時の値に比べて改善しており、このうち、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合」、「農林漁業体験を経験した国民の割合」の2項目については目標値を達成している。ただし、11項目中9項目は依然、目標値に達しておらず目標に向かっていないと判断した。</p> <p>測定指標2では、食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、そのためには、多くの国民に食育に関心をもってもらう事が必要不可欠である。</p> <p>第2次食育推進基本計画においては、目標値を90%以上としているが、平成27年度の結果では、未だ75%に止まっているが、計画策定時の調査結果70.5%と比較して27年度においては、4.5ポイントと上昇をしていることから、進展が大きくないものと判断した。</p> <p>測定指標3では、第2次食育推進基本計画の目標値のフォローアップへの活用や食育白書に掲載するデータ等に活用しているほか、国及び地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等においても活用されており、有効かつ効果的に食育の推進に寄与されている。</p> <p>しかしながら、基準値である4,064件を、平成26年度は8,879件と大幅に改善しているが、平成27年度の活用状況については平成26年度と比して6,849件と減少していることから、目標を達成できていないものと判断した。</p> <p>以上の測定資料1～3について総合的に判定し、進展が大きくないものと判断する。</p>
	(判断根拠)

施策の分析

(有効性、効率性)  
 第2次食育推進基本計画(計画期間:平成23年度から平成27年度までの5年間)に基づき日常生活の基盤である家庭における「共食」を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県・市町村、様々な関係機関等における多様な関係者が食育を主体的に進めてきた結果、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合」や「農林漁業体験を経験した国民の割合」については目標を達成し、その他、「食育に関心を持っている国民の割合」や「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数」、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」、「推進計画を作成・実施している市町村の割合」は第2次基本計画作成時よりも目標値が増加するとともに、家庭、学校、保育所等における食育は着実に推進され、進展してきており、施策の有効性が認められるところ。

今後の食育の推進に当たっては、食をめぐる状況の変化(課題等に記載する若い世代の食育の実践に関する課題、世帯構造の変化、貧困の状況にある子供に対する支援の推進、新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化、食品ロスの削減を目指した国民運動の開始、「和食」のユネスコの無形文化遺産への登録の維持など)を踏まえ、様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携・協働し、その実効性・効率性を高めつつ、国民が「自ら食育推進のための活動を実践する」(食育基本法第6条)ことに取り組むとともに、国民が実践しやすい社会環境づくりにも取り組むことで、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要である。

(課題等)  
 他方、第2次食育推進基本計画では、「生涯食育社会」の構築を目指し、食育の推進を進めてきたところであるが、特に若い世代では、健全な食生活を心がけている人が少なく、食に関する知識がないとする人も多く、また、他の世代と比べて、朝食欠食の割合が高く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないなど、健康や栄養に関する実践状況に課題が見受けられる。

また、近年では、家族や生活の状況が変化する中で、高齢者を始めとする単独世帯やひとり親世帯、貧困の状況にある子供に対する支援が重要な課題になっており、さらに、我が国において、高齢化が急速に進展する中、健康寿命の延伸は、国の重要な課題となり、食育の観点からも積極的な取組が必要であると認識している。

加えて、食料を海外に大きく依存する我が国において、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への負荷を生じさせていることから、食に関する感謝の念や理解を一層深めなど食品ロスの削減等環境にも配慮する必要がある。

このように、食を取り巻く社会環境が変化する中で、我が国の大切な食文化についても失われることがないように、食文化の継承も重要な課題である。

以上の食をめぐる状況の変化を踏まえ、若い世代に対する食育の推進や貧困の状況にある子供や高齢者に対する食育等を地域レベルで推進していく必要があり、関係省庁による食育推進施策の連携・強化を図っていく必要がある。

次期目標等への反映の方向性

【施策】  
 第2次食育推進基本計画の目標達成に向けた進展が緩やかな分野や現状維持及び未改善な分野については、更なる推進を関係各省とともに、現状に変化の見られない要因等については、積極的に分析、第3次食育推進基本計画への反映等を行い、その促進に寄与していく。

目標値に達成していない、「朝食を欠食する国民の割合」、「学校給食における地場産物の使用割合」、「学校給食における国産食材の使用割合」、「食育に関するボランティアの数」については、若い世代への啓発活動を中心に、関係する省庁とも連携を図りながら更なる施策の推進を図る。

また、食育推進に関する広報啓発については、毎年6月の食育月間及び食育の日を中心に、食育推進運動の中核的役割を担う食育推進全国大会の開催等をはじめ、マスコミやインターネット、SNS等を通じた国民への働きかけを積極的に行い、関係団体、事業者、地域とへの周知徹底を図る。

さらに、調査研究では、第2次食育推進基本計画の目標値のフォローアップへの活用や食育白書に掲載するデータ等に活用しているほか、国及び地方公公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等においても利活用されており、有効かつ効果的に食育の推進に寄与している。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。</p> <p>&lt;第3期・第7回食育推進評価専門委員会&gt;  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation3/7th/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation3/7th/index.html</a></p> <p>&lt;第4期・第1回食育推進評価専門委員会&gt;  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation4/1st/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation4/1st/index.html</a></p> <p>&lt;第4期・第2回食育推進評価専門委員会&gt;  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation4/2nd/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation4/2nd/index.html</a></p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>食育に関する意識調査  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html</a></p> <p>食育白書  <a href="http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html">http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html</a></p> <p>【業務の移管関係】  食育の総合的推進及び食育に関する広報啓発、調査研究等に関する内閣府の食育の推進に関する事務については、平成27年1月の与党提言及び「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」(平成27年1月27日閣議決定)に基づき「農林水産省に移管される業務」とされ、その後、「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第66号)が平成27年9月に成立し、平成28年4月以降農林水産省が行うこととなった。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>政策統括官(共生社会政策担当)</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>参事官(食育推進担当)  福田 由貴</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成28年3月</p>
--------------	------------------------	---------------	-------------------------------	-----------------	----------------

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-46(政策13-施策⑨))

政策名	共生社会実現のための施策の推進					
施策名	自殺対策の総合的推進					
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。また、自殺対策を効果的に実施し、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、調査研究等の事業を実施するとともに、地域における自殺対策を強化するための事業を実施する。					
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	211	205	185	152
		補正予算(b)	3,020	1,630	2,500	-
		繰越し等(c)	-	-	-2,493	2,493
		合計(a+b+c)	3,231	1,835	192	2,645
執行額(百万円)	3,140	1,766	141			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第189回国会 参議院内閣委員会 有村国務大臣所信(平成27年3月24日) 昨年、自殺者数が三年連続で三万人を下回りましたが、依然として多くの方々が高い命を自ら断っておられる現状があります。そのため、自殺対策については、自殺総合対策大綱に基づき、地方公共団体等による地域の実情を踏まえた自主的な取組への支援等を行います。					

測定指標	1 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数) (直線補完によって22年から27年までの目標値を定めた)	基準値	実績値					目標値	達成
		17年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成
		24.2 (17年)	22.9 (23年)	21.0 (24年)	20.7 (25年)	19.5 (26年)	17.8 (27年9月)※	19.4 (28年)	
	年度ごとの目標		21.6	21.1	20.7	20.3	19.8		
※自殺死亡率は、厚生労働省「人口動態統計」の調査結果の数値を引用しており、平成27年人口動態統計の調査結果は、平成28年度に公表される見込みであるため、28年3月時点では27年の自殺死亡率を記載することができない。よって、平成28年3月時点において公表済みの27年9月(単月)の自殺者数を年率換算した自殺死亡率を記載した。また、今後も毎月、自殺者数に変動があるため、目標が達成されたか否かについては、平成28年の人口動態統計の調査結果の公表時に判断できるものである。									
測定指標	2 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		33.2%	36.2%	34.2%	31.3%	35.4%	36.3%	対前年度比増	
年度ごとの目標値		-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増			

参考指標	1 市町村における地域自殺対策緊急強化事業の実施割合	実績値						
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
		-	73.7%	79.0%	80.7%	77.5%		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	<p>測定指標「1」、「2」が、自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する、という達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。</p> <p>平成28年に目標を設定した測定指標「1」については、平成27年に直線補完した目標値が19.8であり、目標を達成することができた。</p> <p>平成27年度に目標を設定した測定指標「2」については、目標値を「対前年度比増」としており、実績値は「対前年度比増」である。23年度の実績値は「対前年度比増」、24年度及び25年度の実績値は「対前年度比減」となっているものの、27年度の実績値は36.3%であり、基準値である22年度の33.2%を超えていることから、総合的に評価し、概ね目標を達成することができたものと評価した。</p> <p>よって、全ての測定指標で目標が達成されているため、「目標達成」と判断した。</p>
	(判断根拠)

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>(達成手段の有効性、効率性) 「自殺対策推進経費」を用いた、国民の理解を促進するために必要な広報啓発活動は一般競争入札による調達を行い、効率的な施策の実施に努めている。 また、同達成手段中の自殺対策白書のとりまとめにおいて、自殺死亡率の推移を把握するとともに、ホームページへ公表することにより、国民の自殺対策に対する理解と関心を深める一助となる上で有効に機能していると考えられる。 地域自殺対策緊急強化事業(地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金)を通じて、地域における自殺対策の体制整備や取組の推進を図ることで、自殺総合対策の推進に有効的に寄与している。</p> <p>(課題、改善点) 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策の総合的な推進が図られており、自殺死亡率も低下を続けているが、年齢によって差がある。 平成27年版自殺対策白書において、自殺死亡率を分析したところ、以下のような特徴が見られた。 ・年齢別にみると、全体的には40歳代以上では低下傾向にあり、ここ数年は20歳代、30歳代も低下傾向にある。 ・自殺死亡率のピーク時からの減少率については、20歳代、30歳代は全年齢よりも小さい。 以上のような分析も踏まえ、今後、若年層や地域レベルでの自殺対策を推進していく必要がある。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 「施策の分析」において記載した課題等を踏まえて、今後、地域自殺対策緊急強化事業(地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金)を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺者全体の減少傾向を継続できるように、自殺総合対策大綱に基づく取組を着実に推進していくことにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。 また、自殺対策に関する広報啓発、調査研究を実施する。広報啓発については、自殺予防週間や自殺対策強化月間において、内閣府ホームページ上に特設ページを開設し、同ページ上で自殺統計等を掲載するなどの形で実施する。</p> <p>【測定指標】 測定指標「1」については、平成28年までに目標を達成することができるよう、地域自殺対策緊急強化事業(地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金)を通じて、若年層や自殺未遂者向けの取組を含めた地域レベルの取組を推進するとともに、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。 測定指標「2」については、引続き、対前年度比増となるよう、自殺対策に関する広報啓発を行い、自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進していく。自殺予防週間や自殺対策強化月間において、特に、問題が深刻化している若年層に訴求するため、若年層の利用率が高いインターネット(スマートフォンを含む)を活用した広報を重点的に展開する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○自殺対策官民連携協働会議(第3回:平成26年6月30日、第4回:平成27年2月3日)において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を進めるため、自殺総合対策大綱における施策の実施状況について、各構成員に確認いただくとともに、自殺対策強化月間など、今後の自殺対策について、各構成員から意見をいただいた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(%):「インターネットによる共生社会に関する意識調査」(平成27年3月調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000) ・内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年9月11日公布、法律第66号)により平成28年4月に厚生労働省へ本業務は移管される。
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (自殺対策担当) 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成28年3月
-------	-----------------	--------	--------------------------	----------	---------